

## (IV) 農業者の所得増大に向けた取組等の推進

農業従事者の減少、高齢化の進展による生産力の脆弱化が進むとともに、加工食品や外食への依存度の高まりやグローバル化による国際競争の激化が進む中で、諸外国は我が国の市場向けに輸出する農畜産物の品質や加工・物流技術を向上させてきている。

こうした状況の中で、国内の農業生産の増大を図っていくためには、意欲のある農業者を確保し、これらの農業者が、消費者・実需者の多様なニーズに応じた農畜産物を、合理的な価格で安定的に供給する生産体制を構築することに加え、流通・加工分野も含めた取組を進めるなど体質強化を図る必要がある。また、品質についても、GAPの導入等を通じて、安全で高品質な農畜産物の生産を図る必要がある。

こうした取組は、各地域において、気象条件、作物の組合せ等の実態に即して、産地ぐるみでの戦略的な取組として展開していくことが重要である。

また、消費者・実需者ニーズへの対応等に当たっては、農業と食品産業等と連携した取組も効果的であり、中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）の活用等により、両者の交流や、相互の技術やノウハウを活用した新商品の開発等を推進することが重要である。

このような方向の中で、行政機関、普及指導センター、試験研究機関、関係団体等が連携し、生産コストの低減や農畜産物の高付加価値化等に資する新技術・新品種の導入・普及、農業生産資材費の低減に向けた取組等を推進することにより、意欲のある農業者の技術力の向上を強力に進める。

さらに、諸外国における我が国の食文化に対する関心の高まり等を踏まえ、国産農畜産物の輸出の促進、知的財産の創造・保護・活用を通じた新需要・新産業の創出といった新たな市場の開拓を展開していくためにも、革新的な新技術・新品種の開発・導入を推進し、意欲ある農業者の創意工夫を積極的に支援する。

### < 関連情報 >

農林水産省HP「担い手と集落営農」

(<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>)

農林水産省HP「農商工連携」

(<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/nosyoko/>)

## 1 販売価格の向上と販売量の拡大

### (1) 産地における収益力の向上

農業者の所得の増大に向け、農業生産のみならず、流通・加工分野での取組を含め、販売力の強化、技術の向上、人材の育成などを図る必要があるが、これらの取組は、地域の実状に応じた産地ぐるみでの中長期的な戦略に沿って行われることが重要である。

このため、産地の収益力向上に向けた戦略の策定を推進するとともに、その戦略の策定から実行に対して、生産現場の豊富な知識を有する普及指導員等を中核として、新技術、経営、販売、加工等の多様な外部専門家が一体となった産地の支援体制を構築することにより、産地の収益力向上を進める。

## (2) 農業と食品産業の連携の強化

加工・外食向けの農産物需要の増大が見込まれる中、家庭用需要だけでなく、こうした加工・業務用需要における国産農産物のシェアの確保・拡大に向けて、農業と食品産業の連携強化を一層促進するなど、多様かつ高度なニーズに的確に応えるための生産体制への転換を促進していくことが重要である。

このため、産地において、加工・業務用需要に対応した農産物の低コスト化、大ロット化、品質管理等の促進や、他地域との連携による周年安定供給を可能とするリレー出荷体制や需給調整体制の整備等を進める。また、行政機関、普及指導センター、農業団体等が連携して、その前提となる実需者ニーズの高い品種の選定や栽培技術の導入等、技術的な面での支援を推進する。

## (3) 新食品・新素材等の活用による新たな需要の創造

近年、国民の健康志向の高まりや多様化する消費者ニーズに対応して、農産物や食品に含まれる機能性成分の研究が発展しつつある。また、機能性成分を多く含む等の特徴を持つ新品種や新技術の開発、それらを原料とした新食品や医薬・化粧品等の新素材の商品化が進められ、農産物の新たな用途の開拓に期待が高まっている。

こうしたことを踏まえ、新食品・新素材の市場を拡大することを目標として、我が国が有する技術力、知的財産や地域特産物などの活用による潜在的需要に合致した新食品・新素材の開発や技術移転を進める等、新たな産業分野を開拓するための施策を推進しているところである。

その一方で、このような新食品・新素材及びその原料となる機能性成分を多く含む農産物については、産地への導入例が少なく、良食味や病害抵抗性などを備えた従来型の新品種とは異なることから、市場性や消費者の反応を予測することが困難な場合も多い。また、食品産業等の実需者において、機能性成分の含有量等の品質保証を求める要求も多い。

このため、新食品・新素材の原料となる農産物の生産に当たっては、

- ① 新品種等を導入する場合は、科学的検証に基づく有効性・安全性が確認されているものを選定する
- ② 機能性の表示・広告等に関しては、さまざまな法的規制が存在することから、それらを遵守する
- ③ 需給のミスマッチが生じないように、市場性等について十分に情報収集を行った上で検討を進め、実需者と共同での商品開発や契約取引等を推進する。また、栽培条件の確立等により、機能性成分の含量等の品質が安定した農産物を実需者に供給する体制を構築する

等に留意しながら産地の取組を推進する。

<関連情報>

農林水産知的財産ネットワークHP「新需要創造対策事業（農林水産省生産局）」  
(<http://www.aff-chizai.net/html/support.html>)

農林水産省HP「生鮮食品の栄養成分表示」

(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/eiyou/index.html>)

#### (4) 地産地消の推進

地産地消は、地域の生産者と消費者の結びつきを強め、消費者に「顔が見え、話ができる」関係で地域の農産物を購入する機会を提供するものである。地産地消は、①直売所や加工の取組などを通じた地域の活性化、②高齢者や小規模農家の所得機会の創出、③食料自給率の向上等に貢献する取組として、その推進が求められている。

直売所を中心とした地産地消を進めるに当たっては、地域の計画を踏まえた施設の設置と、地域で生産・供給できる品目数の拡大による周年的品揃えの確保が重要である。このため、地域における出荷計画などの調整、新たな品種・品目の導入、ハウスの導入による作期の拡大、直売所のネットワーク化などの取組を促進する。

また、学校給食や社員食堂、病院、外食・中食等における地場農産物の活用促進を図るため、生産者と実需者の連携体制を整備し、出荷規格・出荷価格を話し合うことなどによって、相互理解を進め、地場農産物の供給・利用を計画的に進める。

<関連情報>

農林水産省HP「地産地消に関する情報」

([http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/tisan\\_tisyo/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/tisan_tisyo/index.html))

#### (5) 輸出に向けた生産体制の強化

近年、世界的な日本食ブームの広がりや、アジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加等により、高品質な我が国の農林水産物・食品（以下「農林水産物等」と言う。）の輸出は拡大傾向で推移してきた。農林水産物等の輸出を積極的に行うことは、食料の生産量の増大にも資する取組である。このため、農林水産物等の輸出額を1兆円水準にするという目標の実現に向け、「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」に基づき、関係者が一体となり品目別に輸出の拡大に向けた取組を強力に推進してきたところであるが、平成20年秋以降は、世界的な景気後退や円高の進行等の影響により、輸出をめぐる環境は相当厳しいものとなっている。

このような状況の中、農林水産物等の輸出を維持・拡大していくためには、世界経済の回復を待つのみではなく、相手国・地域政府からの要求への対応等、意欲ある農業者等による輸出が促進されるような環境の整備に、より一層取り組んでいくことが重要である。

このため、技術的な面においては、試験研究機関、普及指導センター、生産者団体等が中心となって、相手国のニーズに対応した品種・生産技術の導入・普及、衛生基準・検疫条件への対応や高品質化・品質保持に資する加工・流通技術の導入・普及及び施設の整備等を推進するとともに、先進的な農業者による輸出にも対応し得るGAPの導入についても、生産現場での指導・助言を含めた支援を行う。また、新たに輸出に取り組む産地等の育成や産地間の連携等による安定的供給に向けた取組を推進するとともに輸出品目の特性等に応じて農産物の輸出検査を集荷地で行い、品質の保持や物流の効率化

を図る。

なお、日本で特別な検疫措置を講ずることを条件に輸出が認められている品目について、一部の地域の農産物が相手国の輸入検査で不合格となった場合には、他の産地からの輸出にも影響を及ぼすことがあることから、各産地における検疫対象病害虫の防除や出荷段階での病害虫被害品の除去を徹底する。

また、我が国と輸出先国との残留農薬基準が異なる場合があり、国内の農薬使用基準を遵守したとしても輸出先国の残留農薬基準には適合せず陸揚げできない事例が散見される。このため、①輸出先国で基準が設定されている農薬を使用する、②出荷前に必要に応じて残留農薬検査を実施する、③輸出向けの防除方法を検討する等、輸出先国における日本産農林水産物等の信頼性を強化する。

#### < 関連情報 >

農林水産省HP「農林水産物等の輸出促進対策」

(<http://www.maff.go.jp/j/export/index.html>)

## **2 コストの縮減**

### **(1) 経営規模の拡大に対応した生産技術の導入・普及**

生産コストの低減を図るとともに、需要に即した農産物の安定供給を図るためには、意欲のある農業者の確保と、これら農業者への農地の利用集積等による農作業の効率化が重要である。

規模拡大による生産性の向上と収益性の向上等を図るには、経営・作業規模に見合った効率的な経営方式や生産技術体系等に見直すことが必要である。

具体的には、

- ① 需要に即した品目、品種の検討
- ② 規模や機械装備に見合った品目、品種の選択
- ③ 合理的な輪作体系等、経営計画の策定
- ④ 作業スケジュール等の効率的な作業計画の策定
- ⑤ 省力化や作業・作期競合を回避する生産技術体系への見直し
- ⑥ 汎用機の導入等、農業機械・施設の装備の最適化

等について、地域の普及指導センター、生産者団体等が一体となって意欲のある農業者への助言・指導の強化を図る。

また、一層の生産コストの低減や栽培作業の省力化に向けて、水稻直播栽培や麦・大豆の不耕起栽培（※）、いわゆる大豆の安定多収生産「300A技術」（※）、ばれいしょのソイルコンディショニング技術等の新技術の導入、野菜作における機械化一貫体系の導入等を推進する。

加えて、農業現場での実際の実績事例等を基に、主な品目の生産コストの縮減に向けた取組や新しい技術を取りまとめた「品目別生産コスト縮減戦略」（平成20年1月公表）の活用を進め、取組チェックシートを活用して農業現場でのコスト縮減に向けた取組の洗い出し、実践などを推進する。

（※）詳細は巻末の参考資料「農業新技術2010」を参照

< 関連情報 >

農林水産省HP「施策情報（生産）」

(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/index.html>)

## (2) 農業生産資材費の低減等

生産コストの低減を図るためには、生産コストの2～3割程度を占める生産資材費の縮減に取り組むことが不可欠である。

このため、BB（バルク・ブレンド）肥料、大型包装農薬、低コスト支援農機等の低価格資材の供給、肥料・農薬等の広域的な農家配送拠点の整備、港湾等からの肥料の直接配送の推進及びバラ・フレコン輸送の推進等の農業者の経営におけるコスト縮減に重点をおいた流通改革を進めることが重要であり、国は、メーカーや流通業界への助言・指導に取り組んでいるところである。

生産現場における利用段階において、コスト低減の観点から農業者が低価格資材を選択するよう意識啓発に努める。また、土壌診断に基づく適正施肥、病虫害発生予察情報の活用による合理的な農薬利用に向けた使用薬剤の見直し（総合的病虫害・雑草管理（IPM）の導入・推進、防除体系の見直し）、農作業の集積等による農業機械の稼働面積の拡大に加え、以下の対応により、生産資材の効率的な利用等を推進する。

< 関連情報 >

農林水産省HP「農業生産資材対策情報」

(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/index.html>)

### ア 肥料コスト低減対策の推進

肥料原料の国際市況の高騰は落ち着いたものの、国内肥料価格は依然として高い水準にある。また、長期的には、世界的な人口の増加により食料増産が進み、肥料需要の増大が見込まれる一方で、肥料原料産出国の偏在性等により、必ずしも需要の増加に即した原料の供給が図られる状況にはないことから、今後も原料需給のひっ迫により肥料価格が上昇するような事態も懸念される。

こうした中、肥料価格の上昇にも対応できる施肥体系への転換等を促すため、「肥料価格高騰に対応した肥料コスト低減に向けた取組の強化について」（平成20年7月10日付け20生産第2357号生産局長通知）に加え、平成21年7月に公表した有識者による「肥料高騰に対応した施肥改善等に関する検討会」の中間取りまとめ報告書等を参考として以下の取組を推進する。

< 関連情報 >

農林水産省HP「肥料価格高騰に対応した肥料コスト低減に向けた取組の強化について」

([http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_hiryo/pdf/datal.pdf](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/pdf/datal.pdf))

農林水産省HP「肥料高騰に対応した施肥改善等に関する検討会」

([http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kenyu\\_koutou/n\\_kento/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kenyu_koutou/n_kento/index.html))

(ア) 施肥体系転換に向けた取組

① 土壌診断に基づく適正施肥の推進

それぞれの地域において土壌診断の実施体制の強化を図るとともに、診断結果に基づく施肥設計の見直しが確実に行われるよう、関係機関の連携等により指導体制を整備する。

特に減肥の指導に当たっては、科学的データに基づく説得力のある根拠が必要となることから、土壌診断により土壌中への肥料成分の過剰蓄積が明らかになった場合や、たい肥の投入によりたい肥中からの肥料成分の供給が期待できる場合の減肥の目安等を明らかにした減肥基準を整備する。

<関連情報>

農林水産省HP「土壌管理のあり方に関する意見交換会」

([http://www.maff.go.jp/j/study/dozyo\\_kanri/](http://www.maff.go.jp/j/study/dozyo_kanri/))

② 効率的施肥技術の導入

局所施肥技術の導入、肥効調節型肥料の利用など施肥量・施肥コスト低減につながる効率的施肥技術の一層の普及促進を図るため、地域の営農条件等に適した導入可能な技術の探索・検討、新技術の導入効果等の啓発・周知に努める。

③ 低価格な肥料の利用の推進

従来の化成肥料に替えて同等の成分でより安価な粒状配合肥料や単肥を利用する、20kg袋入りの肥料に替えてフレコン等大容量で流通する肥料を利用する、さらには、流通業者等が設定する大口一括購入や予約早期引取りによる割引制度を活用する等により、肥料の購入価格の低減を推進する。

また、化成肥料や配合肥料を使用する場合についても、りん酸・加里の土壌への過剰蓄積が顕著となっている地域において、これらの成分をあらかじめ抑制した肥料の利用を促す。

(イ) 地域有機資源等の活用促進

① 耕畜連携の体制づくりやたい肥品質の改善等を進め、たい肥の有効利用を一層推進する。また、物流性や散布性等を向上させたペレットたい肥等の普及や、家畜排せつ物からの肥料成分抽出を目的とした試験研究が推進されているところであり、関係部局と連携し、その実用化・普及に向けた取組を推進する。

さらに鶏ふん焼却灰、メタン発酵消化液、廃菌床等地域で発生する未利用・低利用の資源の有効活用に向けた試験研究等の取組を推進する。

② 下水や下水汚泥からりん酸等の有用成分を回収し、肥料あるいは肥料原料として活用する技術が開発され、一部実用化されている事例もあることから、下水道担当部局や地域内の肥料製造業者等との連携の強化を図りながら、その実用化に向けた取組を推進する。

(ウ) 肥料の製造・流通の改善

肥料の銘柄数が多いこと、肥料の流通方法が効率的でないこと等が製造・流通コスト増嵩の大きな原因となっていることから、地域の関係者間での調整により、銘柄の集約、広域的な配送拠点の整備等を推進する。

#### (エ) 土壌・土層改良の推進

地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づき、全国で622地域が地力増進地域に指定されており、営農上の方法によって地力を増進するための地力増進対策指針が示されている。そのうち、浅層排水・心土破碎・石れき除去・客土・心土肥培等を実施する基盤整備事業の活用等も進められているが、地力増進地域の指定が解除された地域は69地域（平成21年3月末現在）にとどまっている。

このため、都道府県、市町村等は、地力増進地域と基盤整備実施済み地区の重ね合せによる土壌・土層改良の実施状況の検証を行い、営農上の方法による地力増進の推進や基盤整備等の重点的かつ計画的実施に向けた検討を行う。

#### <関連情報>

農業生産資材情報センターHP「肥料情報」

([http://sizai.agriworld.or.jp/#a\\_1](http://sizai.agriworld.or.jp/#a_1))

農林水産省HP「都道府県施肥基準等」

([http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen\\_type/h\\_sehi\\_kizyun/](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_sehi_kizyun/))

#### イ 高性能農業機械等の活用の促進

##### (ア) 農業機械の計画的な導入・利用の推進

「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」（平成20年5月16日農林水産省告示第741号）に即して、農業者が農業機械を新規に導入する場合には、過剰投資とならないよう、農業者の意向、経営規模、既存機械の能力・稼働状況、土地条件、栽培方法等を踏まえ、機械の型式、大きさ、台数等に関する適切な情報提供に努める。また、農作業の集積等により、地域全体としての農業機械利用の効率化を図る。

##### (イ) 新たに開発された高性能農業機械の普及促進

農作業の効率化や省力化を通じた低コスト生産のため、農業機械等緊急開発事業等により新たに開発された高性能農業機械について、新しい農業機械の利用に適した品種・栽培法、農業経営状況、生産物の出荷形態等に留意しつつ、積極的に導入を推進する。このうち、野菜、畑作物等の栽培方法については、高性能農業機械の効果的な利用を推進するため、「機械化のための標準的栽培様式」（平成11年5月25日付け11-6農産園芸局肥料機械課長通知）の実践を徹底する。

#### <関連情報>

農林水産省HP「農業機械化対策情報」

([http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/index.html))

### 3 安定生産の推進

#### (1) 適切な病害虫防除の推進

##### ア 防除方法の点検・見直し

近年、農薬の食品中への残留及び水質その他の環境への影響等、社会的な関心が高まっており、農薬の適正な使用による防除が求められている。

一方、作付体系、生産環境の変化等に伴う病害虫の発生様相の変化、薬剤耐性菌及び薬剤抵抗性害虫の出現による防除効果の低下、土壌病害虫やウイルス等の農薬だけでは対処が困難な病害虫の発生といった問題が生じている。このため、農薬の使用に当たっては、周辺環境への影響等に配慮するとともに、薬剤耐性病害虫の発生を防ぐ観点から、以下の事項を徹底する。

- ① 病害虫・雑草の種類及び発生状況に応じた、適切な有効成分・剤型の農薬を選定する。
- ② 使用量を必要最小限に留める。
- ③ 病害虫の発生がほ場全体ではなく、部分的な発生であり、発生箇所への措置により、十分な防除効果が得られる場合は、ほ場全面ではなく、部分防除を実施する。また、都道府県は、自らが作成する防除基準等の記載内容について、農薬使用基準との整合性を確認し、農業者の農薬の誤使用を招かないよう点検・見直しに努める。

##### イ 病害虫発生予察情報等の活用

適切かつ効果的な病害虫防除を実施するためには、病害虫の発生動向を把握し、適期に薬剤散布することが重要である。このため、都道府県病害虫防除所は、作物の生育状況、気象情報、病害虫の発生量等の調査を行い、より高精度できめの細かい病害虫発生予察情報を作成し、関係機関への迅速な伝達と防除指導に努める。

また、普及指導センター、市町村、生産者団体は、病害虫発生予察情報や要防除水準（経済的被害の発生を考慮して防除の必要性を判断する目安となる病害虫の発生水準）の情報を活用し、農業者が防除の要否及び適期を適切に判断できるような的確な情報提供に努める。

##### ウ 総合的病害虫・雑草管理（I P M）の推進

###### (ア) 総合的病害虫・雑草管理（I P M）の推進

病害虫防除については、伝染源の除去等による病害虫が発生しにくいほ場環境の整備及び病害虫発生予察情報の活用による適期防除を行う。また、生物農薬、性フェロモン剤等、さまざまな防除技術を適切に組み合わせることで化学合成農薬だけに頼らない総合的病害虫・雑草管理（I P M）の推進により、環境負荷を軽減した防除対策が可能となる。

都道府県においては、「総合的病害虫・雑草管理（I P M）実践指針」、「I P M実践指標モデル」及び「I P Mマニュアル」（(独)農研機構 中央農業総合研究センター）等を参考に、地域の病害虫の発生状況等に応じたI P M実践指標を策定し、I P Mを実践するモデル地域の育成に努めることにより、農業者によるI P Mの実践を支援する。

#### (イ) 難防除病害虫への対策

近年、トマト等の果菜類で、タバココナジラミによって媒介されるトマト黄化葉巻病等のウイルス病の発生が拡大している。また、これらの病害を媒介するタバココナジラミ等の微小害虫には、多くの薬剤に対する抵抗性を持つ個体群の発生が確認され、農薬による防除が困難となっている。

これに対し、試験研究の結果、健全種苗の使用、罹病株の早期抜取り、雑草の除草、黄色粘着板による誘殺、施設開口部への防虫ネットの設置、栽培終了後の蒸込み処理等、様々な防除方法を組み合わせて、総合的に防除対策を講ずることが効果的であることが明らかになっている。また、この結果を用いて、農林水産省では、化学農薬だけに頼らず、多様な防除方法の組合せによる防除対策について指導通知「トマト黄化葉巻病への対応について」（平成19年5月18日付け生産局種苗課長、野菜課長、消費・安全局植物防疫課長連名通知）を発出した。

病害虫防除所、普及指導センター、試験研究機関等においては、この通知等を踏まえ、地域の特性に応じた病害虫防除対策に努める。

#### エ 病害虫防除における適切な農薬の使用

##### (ア) 空中散布の安全対策の強化

空中散布は効率的で効果的な防除手段であるが、その実施に当たっては、安全対策を徹底するとともに、地域の関係者の理解と協力を得ることが重要である。

このため、空中散布の実施者に対して、関係通知（注）に基づき、①空中散布実施区域の地理状況、転作田の混在等の環境に応じて、散布区域、使用薬剤等について十分に検討した上で事業計画を策定すること、②実施区域周辺の学校、病院等の公共施設及び居住者等にあらかじめ空中散布等の実施予定日時、区域、薬剤の内容等を連絡すること、について徹底する。

特に、近年利用面積が増加している無人ヘリコプターによる空中散布については、面積の増加に伴い、より安全な対策が求められている。このため、農薬の飛散による農作物への影響の低減及び住民等への安全性の確保を図る観点から、平成20年7月に改正した「無人ヘリコプター利用技術指導指針」に基づき、各都道府県単位、市町村・実施区域単位で協議会を設け、各地域における安全対策の中心的役割を果たすよう指導を徹底する。

また、具体的な安全対策として、これまでに引き続き、空中散布実施の際に、①空中散布中の実施区域内への立入防止措置をとる、②適切な飛行高度、速度、風向きに留意する、③強風下では空中散布を行わない等の指導を徹底する。

（注）：「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知）、「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成16年4月20日付け16消安第484号消費・安全局長通知）及び「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知）

## < 関連情報 >

農林水産省HP「病虫害防除に関する情報」

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html>)

農林水産省HP「総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針」

([http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g\\_ipm/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/index.html))

農林水産省HP「農林水産航空事業に関する情報」

([http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g\\_kouku\\_zigyo/](http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/))

## (2) 鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農林水産業に係る被害は、その生息分布域の拡大、農山漁村の過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域を中心に全国的に深刻化している状況にあり、また、一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にある。

このような事態に対処するため、平成20年2月、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が施行され、農林水産省において本法に基づく「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」を策定・公表した。

今後、市町村による被害防止計画（鳥獣被害防止特措法第4条第1項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。）の作成を推進する。また、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえつつ、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲や侵入防止柵の設置等の取組を総合的かつ計画的に推進する。なお、市町村が被害防止計画を作成するに当たり、都道府県は、試験研究機関や大学等の専門家の助言等を得つつ、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供や被害防止対策に関する技術的助言など、必要な援助に努める。

また、被害防止対策については、野生鳥獣の生態特性に応じた適切な対策を実施することが重要であることから、「野生鳥獣被害防止マニュアルーイノシシ、シカ、サル（実践編）ー」（平成19年3月版）、「野生鳥獣被害防止マニュアルー鳥類編ー」、「野生鳥獣被害防止マニュアルーハクビシンー」（平成20年3月版）、「野生鳥獣被害防止マニュアルーイノシシ、シカ、サル、カラス（捕獲編）ー」（平成21年3月版）などを参考とし、次の事項（ア～エ）に留意する。なお、地域において被害防止対策を実施する際には、市町村、農林漁業団体、狩猟者団体、普及指導センター等の関係機関が一体となった実施体制の構築を図るとともに、市町村において鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置を推進する。農林水産省は、野生鳥獣による農作物被害の防除対策に関する専門的な知識及び経験を有する「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」の活用を推進する。

### ア 野生鳥獣を引き寄せない営農管理の徹底等

農作物の収穫残さ等をほ場や集落に放置しない、収穫しない果実を樹木等に放置しないなど、日頃から野生鳥獣を引き寄せない営農管理を徹底するとともに、集落周辺の環境整備等を推進する。

## イ 計画的な侵入防止対策の推進

野生鳥獣の農地等への侵入を防止するために、地形や被害を及ぼす個体・個体群の行動経路等に留意し、追い払い活動の着実な実施や、ネット柵や電気柵等、野生鳥獣の行動特性に応じた侵入防止柵の計画的な設置（個々の農地ごとに侵入防止柵を設置するより、本来の生息地と農地の間に広域的に侵入防止柵（※）を設置する方が効率的）を推進する。その際、サルや犬の追い払いに効果の高い犬の活用、被害を及ぼす鳥獣を忌避させる農作物等の導入を推進し、被害防止効果の向上を図る。

また、侵入防止対策の推進に当たっては、集落を単位として、追い払い活動、侵入防止柵の設置、その点検管理等に共同で取り組む体制の構築を図る。

（※）詳細は巻末の参考資料「農業新技術2010」を参照

## ウ 生息環境管理のための里地里山の整備等の推進

耕作放棄地の草刈りや牛、山羊等の放牧等による緩衝帯の設置、野生鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等、里地里山の整備、保全等を推進する。また、鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資するため、地域の特性に応じ、広葉樹林の育成等に努める。

## エ 捕獲を含めた総合的な対策の推進

被害を及ぼす野生鳥獣の個体数調整を的確に実施するため、狩猟者団体との連携の下、農業者等の地域住民、市町村や農林漁業団体の職員等による捕獲体制を構築し、安全で効果的な箱わな等の活用による適切な捕獲を実施する。また、これらの取組と効果的・効率的な防護対策を組み合わせ、計画的・総合的な被害防止対策を推進する。

### <関連情報>

農林水産省HP「鳥獣被害対策コーナー」

(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>)

環境省HP「クマ類出没対応マニュアル」

(<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>)

## **4 知的財産の保護・活用**

### **(1) 植物の新品種の育成者権の保護・活用**

#### ア 種苗法に基づく育成者権の保護・活用

我が国農業の国際競争力強化や食料の安定供給を図るためには、種苗法（平成10年法律第83号）に基づき育成者権を保護しつつ、優良な新品種の導入によって、国産農産物の生産の安定・付加価値の向上等を図ることが重要である。特に、我が国の登録品種が海外に違法に持ち出され、その収穫物が逆輸入されれば、育成者権が侵害されるのみならず、産地にも重大な影響を及ぼすことになる。

このため、育成者権者又は育成者権者から許諾を受けた者以外の者がその種苗の生産、譲渡等を行うことを禁じている種苗法や、同法に基づく育成者権の周知を図るとともに、正規に生産・販売されている種苗を購入すること、育成者権者の許諾を得ず

に果樹の剪定枝等種苗を譲渡しないこと等、関係法令の遵守を徹底する。

また、平成19年12月には権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化するための規定の整備、罰則の強化、登録品種でない種苗に登録品種である旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付すことの禁止、品種登録表示の努力義務化などの種苗法の改正措置がなされており、その改正内容の周知を図る。

#### イ 農業者の自家増殖に関する許諾契約の定着

農業者が正規に入手した登録品種の種苗を栽培して収穫物を得、これを自己の農業経営においてさらに種苗として用いること（農業者の自家増殖）については、従来からの慣行であることに配慮し、現行の種苗法では、契約で別段の定めを置いた場合や種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号。この節において「省令」という。）により定められた栄養繁殖性植物を除いて、原則として育成者権が及ばないものとされている。しかしながら、新品種の育成や海外の優良品種の導入等を促進するためには、自家増殖においても育成者権が適切に保護されることが重要である。

このため、農業者の自家増殖については、省令で指定されている植物の登録品種はもとより、それ以外の登録品種の利用に当たっても、許諾契約の普及定着を図る。なお、既に許諾契約が定着した植物や、我が国で栽培されておらず自家増殖がほとんど行われていない植物など、農業生産現場に影響が少ない品種について、農業者の自家増殖に対して育成者権が及ぶ植物として59種類を省令に追加し、平成19年8月1日に82種類に拡大しており、農業生産の現場に混乱が生じないように、その周知を図る。

#### ウ 育成者権の取得の促進

農業者等が生産現場で枝変わり等の新品種を発見した場合には、試験研究機関や普及指導センター等は、可能な限り育成者権の取得が進むよう品種登録出願のメリット・デメリットなどの説明を行いつつ、登録申請手続き等についての的確な助言を行うよう努める。

#### エ 適正な表示のある種苗の購入

種苗法に基づく指定種苗については、農業者が種苗の適切な選択を行うことができるよう、販売の際に、種苗業者の名称及び住所、種類、品種名等に加え、種子にあっては採取年月及び発芽率、種苗の生産に使用した農薬がある場合にあっては、その使用履歴等を表示することが義務付けられている。このため、農業者に対し、種苗の購入に当たっては、適正な表示があることを確認した上で購入するよう周知を徹底する。また、農業者が農薬使用基準の総使用回数を遵守できるよう、種苗の販売者に対して、種苗生産時に使用した農薬の使用回数を表示させる等、農薬に関する適切な情報提供が行われるよう周知を徹底する。

#### <関連情報>

農林水産省HP「農林水産省知的財産戦略本部」

([http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_senryaku/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_senryaku/index.html))  
農林水産省HP「品種登録制度」  
(<http://www.hinsyu.maff.go.jp>)  
農林水産省HP「指定種苗制度」  
(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tizai/syubyo/>)

## (2) 家畜の遺伝資源の保護・活用

和牛の遺伝資源は、公的機関や農業者等の長年の努力によって改良されてきた我が国固有の財産である。しかしながら、諸外国においては、我が国から過去に輸出された和牛の遺伝資源を利用し、外国種との交配により交雑種等が生産され、さらにはこうした交雑種が我が国に輸入されている状況にある。このため、「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」による「中間取りまとめ」（平成18年8月）を踏まえ、以下の点に留意しつつ、家畜の遺伝資源の保護・活用を戦略的に進めることにより、付加価値の向上や輸入畜産物との差別化を通じて国際競争力の強化を図る。

### ア 和牛に特徴的な遺伝子特許の効率的な取得と戦略的な活用

和牛の国際競争力の更なる向上とその遺伝資源の保護のためには、和牛における特徴的な遺伝子に関する特許取得とその戦略的な活用が重要である。

このため、「和牛知的財産権取得・活用推進協議会」において、全国の研究機関が緊密に連携し、研究方針・優先事項の決定や、研究に用いる技術・遺伝子特許・サンプルデータを共有することにより、和牛に固有の遺伝子（うま味、香り、サシ等）の特定と機能解明を効率的に進め、優れた和牛の生産のための改良を進める。また、海外における我が国の遺伝子特許及び遺伝資源を活用した生産等の権利侵害への対抗措置として、同協議会内に設置した共同利用研究推進委員会において共同研究の推進による、和牛の遺伝子特許取得の加速化を図るとともに、和牛ゲノム特許活用推進委員会の活動を通じて特許の効率的活用を図る。

### イ 和牛の精液の流通管理の徹底

和牛精液等の流通管理体制の構築を進めるため、精液生産者、農協、人工授精師等からなる地域協議会を開催し、精液情報のフィードバックシステムをモデル的に検討する。また、家畜人工授精所及び家畜人工授精師は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づき、

- ① 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）に定められた家畜人工授精用精液証明書等各証明書様式の徹底
  - ② 当該証明書への必要事項の記載及び必要書類の添付の徹底
  - ③ 精液ストロー等の譲受の際の各証明書記載内容の確認の徹底
  - ④ 各証明書の内、保管義務のある書類の保管の徹底
- 等を通じて、和牛の精液ストロー等の流通管理の徹底を図る。

#### ウ 血統・品種等を証明する書類の保管の徹底

和牛の遺伝資源の保護・活用を図るためには、生産された牛が真に和牛であることを明らかにできる書類が確実に存在する必要がある。このため、家畜登録機関が発行する「子牛登記証明書」及び「登録証明書」並びに家畜改良増殖法に基づき獣医師、家畜人工授精師等が発行する「家畜人工授精用精液証明書」、「家畜体内・体外受精卵証明書」及び「種付証明書」の保管を徹底する。

なお、これらは、牛の個体識別のための情報及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）における種別の確認書類になっていることから、これらの書類を確実に保管するよう徹底する。

#### エ 海外の追従を許さない優れた和牛の生産のための改良・生産体制の強化

和牛の改良において、枝肉の格付データを収集することは極めて重要である。また、和牛は我が国固有のものであり海外に遺伝資源を求められないものであることから、近交係数の急速な上昇の回避に留意しつつ、遺伝的多様性を確保していく必要がある。

このため、都道府県や関係団体は、肥育農家に対して、肉用牛枝肉情報全国データベースの家畜改良を行う上での意義、肥育農家へのメリット等を周知し、同データベースへの参加のための同意書の収集を促進する。また、各都道府県は、地域における繁殖雌牛系統の情報把握や特定形質系統繁殖雌牛の保留に努めるとともに、(独)家畜改良センターにおける遺伝的多様性確保のための取組に協力する。

#### <関連情報>

農林水産省HP「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」

([http://www.maff.go.jp/j/study/katiku\\_iden/index.html](http://www.maff.go.jp/j/study/katiku_iden/index.html))

### (3) 農業現場における知的財産の保護・活用

現在、農業では、途上国の経済発展等により農産物の品質など付加価値競争が激化し、技術の重要性が増している。また、経済のグローバル化やIT化の世界的な進展により農業技術の海外流出の可能性が高まる一方で、農業者の高齢化により地域で受け継がれてきた技術が廃れることが懸念されている。このほか、一部の農業法人や農業への参入企業には技術の特許化・秘匿化の動きが見られ、知的財産を意識する生産者と意識しない生産者との間の意識ギャップが顕在化してきている。

農業の現場が、このような変化に対応するためには、技術を適正に評価するとともに、これらを「知的財産」として認識し、保護・活用することが必要となる。このため、農林水産省においては、平成19年8月、農業の現場において新たに開発された技術の取扱いに関する基本的な考え方をまとめた「農業の現場における知的財産取扱指針」を策定した。この指針の概要は以下のとおりであり、これを参考に、農業の現場において知的財産の適切な活用についての理解が進むよう努める。

#### ア 技術を「知的財産」として活用する方法

農業現場の技術を「知的財産」として活用するためには、「自ら技術を使い、生産

し、収穫物を販売する」、「技術を他者に使わせ、その使用料を徴収する」、「技術を使う権利そのものを販売する」の3つの方法があるが、農業者自らが経営戦略・販売戦略に照らし合わせて、これらを選択することが必要である。この場合、技術を使用する主体（開発者個人か、限られた地域・グループか）についても、併せて検討する必要がある。

#### イ 技術を「知的財産」として保護・活用する手段

技術を「知的財産」として保護・活用するためには、活用方策を戦略的に見通した上で、アのいずれの方法を選択するか考える際に、併せて、「権利化」、「秘匿」、「公開」のいずれの手段を選択するか、考える必要がある。

権利化：技術の実施や実施許諾により利益を得る、消費者にアピールする、流通を容易化するなど、権利を取得する目的が明確な場合。

秘 匿：権利を取得しても実質的には保護できない、他者が同じ技術を開発するのが困難である場合。

公 開：秘匿する必要がない、他者の特許化を防止する場合。

いずれの手段を選択するにしても、選択するまでの間に他者に知られないようにしておくこと、技術を文書化することが必要である。

権利化する場合には、権利侵害を予防するための工夫が必要となる。例えば、特許出願の範囲に注意する、権利取得をセールスポイントとした販売戦略をとる、他の権利（商標権等）と複合的に活用するといった方法が考えられる。

秘匿する場合には、秘密保持のために必要な措置を定める他、先使用权による保護、不正競争防止法による保護も考慮する必要がある。

#### <関連情報>

農林水産省HP「知的財産関係テキスト、指針」

([http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_data/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_data/index.html))